事業名	医療的ケア児等介護等支援助成

セールスポイント	・23区初、医療的ケア児及び重症心身障害児の保護者の負担軽減に向け、介護等に係る経費を区独自に助成する ・対象世帯に対し、一人あたり5万円まで助成する

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

・医療的ケア児は人工呼吸器の管理、たんの吸引、チューブでの栄養補給といった医療行為を日常的に必要としている。24時間、目が離せない子どももいるため、医療的ケア児の保護者の介護負担及び精神的負担は大きい。

・医療的ケア児や重症心身障害児(以下「医療的ケア児等」という)の在宅生活においては、福祉用具や医療消耗品、通院交通費などの経済的負担が大きくなっていることから、現行の支援に加え、区独自の更なる支援が必要である。

2. 目的

・医療的ケア児等の介護等に係る経費を助成することで、医療的ケア児等の保護者の負担を軽減する。

3. 助成の内容

・「としま子ども若者応援基金」を活用し、医療的ケア児等の世帯に対し、介護等に係る経費を助成する。

【対象者】　区内に住所を有する18歳未満※の医療的ケア児及び重症心身障害児
※満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで申請可

【助成額】　一人当たり上限5万円まで

【助成対象となる経費】 医療的ケア児等の介護等に係る経費(保護者の介護負担軽減に資するもの)
※本事業開始（令和8年4月)以降に購入したものに限る。
(助成対象となる例)
《物品》障害者総合支援法に基づく補装具の支給対象とならない福祉用具
・電動車いすの介助者用アシスト機器
・見守りカメラ
・服を着たまま洗髪できるポータブル洗髪デバイス　など
《その他》保護者の付き添い入院時の費用、介護タクシーの費用　など
(助成対象とならない例)
通常の文房具、習い事のための費用、家賃等の住宅費、食料品・生活用品　など
障害に起因するものではない経費は助成対象外となる。

4. 今後のスケジュール

・令和8年4月から申請受付開始

事 業 費	290 万円	うち新拡分事業費	290 万円